

## 第22回

# 大網白里市農業委員会総會議事録

令和3年2月9日（火）

白里公民館 講堂

## 第22回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和3年2月9日（火）

2、開催場所 白里公民館 講堂

3、招集者 大網白里市農業委員会会长 布施和彦

4、出席委員（17名）

1番	加藤岡 一 弘	2番	内山 充 弘
3番	中村 和 敏	4番	積田 敏 春
5番	川嶋 一 美	6番	林 千佳夫
7番	榎澤 正 治	8番	板倉 小百合
9番	内海 亮 一	10番	梅原 英 男
11番	若菜 義 人	12番	志賀 典 夫
13番	齋藤 重 幸	14番	布施 和 彦（会長）
15番	鵜澤 英 夫（職務代理者）	16番	今関 喜 明
17番	蔭山 秀 男		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(整理番号1～2)

第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
(整理番号1～2)

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(整理番号1～8)

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転について

第7 議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について  
(利用権設定)

第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(整理番号1～4)

第9 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

(整理番号 1～3)

第10 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号 1～4)

第11 報告第4号 転用事実確認証明について

(整理番号 1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	大塚好	主査	千葉利憲
主任書記	小田切基樹	書記	門野祥和

## ◎開会

○議長 ただいまから、第22回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時00分)

---

## ◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は、議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないものと認め、指名をいたします。

蔭山秀男委員、加藤岡一弘委員、両名、お願ひいたします。

---

## ◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

---

## ◎議案第1号（整理番号1～2）

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から、議案第1号、整理番号1から2の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1、申請地は、清名幸谷字宮前の地目、田が2筆、地目、畠が1筆、合計面積1,396平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、遠方で耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから4ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は、清名幸谷字五ツ定の地目、畠が1筆、面積393平方メート

ルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、遠方で耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1－2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の5ページから8ページとなります。

以上、整理番号1から2につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況、経営面積などから農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して、担当委員から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1から2の案件について、義務者が同一人であることから一括して、鵜澤英夫委員、よろしくお願ひいたします。

○鵜澤委員 それでは、議案第1号、整理番号1と2について、一括して調査報告いたします。

申請理由につきましては、事務局の説明のとおりです。

2月1日に、地区外ですので電話にて調査いたしました。義務者のお話によりますと、仕事の関係で市外に住んで40年ほどになります。現在も同じ仕事を続けております。生家のほうは空き家となっておりますが、帰ることができませんので、いとこである代理人に家と宅地と農地を全てを処分するようお願いいたしましたとのことでした。

早速、代理人には地区外ですので電話で調査いたしました。代理人のお話ですと、整理番号1と2の方にお会いし、記載されている農地を買っていただきたいとお願いしたところ、快く承諾していただきましたとのことでした。

その後、双方の権利者にお会いして調査いたしましたところ、整理番号1の権利者と義務者とはいとこになるということで、いとこの頼みですので承諾いたしましたということでした。この権利者は、十数年前定年退職されてから、父の跡を継いで農業をしておりましたとのことでした。2の権利者にも確認いたしましたところ、間違いございませんとのことでした。今まで私が草刈りをして管理をしていましたが、これからは自家用野菜をつくりたいと言っておりました。2の権利者は現在も勤めておりますが、休日や農繁期には休みをいただいて耕作しておりますとのことでした。2人とも農機具はそろっております。

問題はないと思いますが、皆さんの慎重審議、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から2について順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり決定されました。

---

#### ◎議案第2号（整理番号1）

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第2号、整理番号2の案件は、日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1から2の案件と関連がありますので、議案第2号、整理番号2は議案第3号、整理番号1から2の案件を一括上程して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がないということでございますので、事務局から議案第2号、整理番号1について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第2号でございます。

申請者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1です。申請地は、小中字前の地目、畠が1筆で、面積1,073平方メートルのうち、213平方メートルを農機具等収納施設用地に転用するものでございます。

案件の位置につきましては、図面②に2-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の9ページから16ページになります。

事業を行う理由につきましては、農業用トラクター等機械及び資材、肥料倉庫として使用していたビニールハウスによる農機具等収納施設が令和元年の台風15号及び19号の風雨により倒壊したため、同じ場所に建て替えするため計画したことです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地の農地区分は、農振農用地区域内の農地であります。令和2年11月13日付告示第153号をもって大網白里農業振興地域整備計画を変更し、農地から農業用施設用地に用途変更しておりますことから、例外的に許可できると見込まれます。

次に、一般的基準でございます。

申請目的実現の確実性について、資金計画書に残高証明書が添付されており、全額を自己資金及び同居家族からの融資資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、埋立て等は行わず、整地のみを行い、日照、通風につきましては、平家建てのため、支障がないと思われ、土砂の流出につきましては、道路と申請地の高低差がないため、支障がないと思います。

排水につきましては、雨水のみとなり、敷地内で浸透させる計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

議案第2号、整理番号1の案件について、内海亮一委員、よろしくお願ひいたします。

○内海委員 それでは、議案第2号、整理番号1についてご報告いたします。

一部説明は事務局と重複する部分がございますので、よろしくお願ひいたします。

1月31日、積田委員さんと現地を確認いたしました。本人とは後日話を聞きました。申請

地には、農機具等を収納するビニールハウスが建っておりましたが、令和元年10月、台風15号、19号の直撃を受け、ビニールハウスは倒壊し、農機具は野ざらし状態になってしまったため、現在も野ざらし状態のままになっておりました。このため、農機具を格納するために今回と同じ場所に本格格納する施設を建築することでございました。

また、隣接地については、耕作農地もなく、また土砂の流出についても道路、申請地との高低差もほぼなく、支障がないと思われます。

委員の皆様の慎重なる審議、よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号、整理番号1の案件について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1の案件についてを採決いたします。

議案第2号、整理番号1の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

---

◎議案第2号（整理番号2）

◎議案第3号（整理番号1～8）

○議長 次に、日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第3号、整理番号3から8の案件は、権利者が同一で関連がありますので、議案第3号、整理番号3から8の案件を一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないということでございますので、事務局から議案第2号、整理番号2及び議案第3号、整理番号1から2並びに議案第3号、整理番号3から8について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の2ページから6ページをご覧ください。

議案第2号、整理番号2及び議案第3号、整理番号1から8でございます。

申請者及び各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

まず、議案書の2ページから3ページをご覧ください。

議案第2号、整理番号2及び議案第3号、整理番号1から2です。

議案第2号、整理番号2の申請地、大綱字笹塚、地目、畠が1筆、面積527平方メートルを共同住宅用地に転用し、議案第3号、整理番号1の申請地、大綱字笹塚の地目、畠が1筆、面積188平方メートル、議案第3号、整理番号2の申請地、大綱字笹塚の地目、畠が1筆、面積11平方メートルを所有権移転し、自己所有地と合わせた全体面積726平方メートルを共同住宅用地及び排水用地にしようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面の①に2-2、3-1、3-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の17ページから26ページになります。

建築物の概要は、共同住宅が1棟で、木造2階建て、建築面積は278.24平方メートルでございます。

事業を行う理由につきましては、申請地周辺に宅地も多く、スーパー等にも近く、共同住宅用地として最適なため、計画したとのことです。

次に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

議案第2号、整理番号2及び議案第3号、整理番号1から2の申請地は、農振農用地区域外の農地で、第2種農地に該当すると思われます。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてでございますが、資金計画につきましては、資金計画書及び融資見込証明書が添付されており、全額を融資資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、埋立て等は行わず、整地のみを行い、周囲に1段から2段のブロック土留めを設置し、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽を設置し、北側の水路へ放流する計画となっております。なお、排水を放流するに当たり、両総土地改良区、小中川土地改良区の排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等に必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

続きまして、議案書の4ページから6ページをご覧ください。

議案第3号、整理番号3から8、議案第3号、整理番号3の申請地、大網字笹塚の地目、畠が1筆、面積794平方メートル、整理番号4の申請地、大網字笹塚の地目、畠が1筆、面積84平方メートル、整理番号5の申請地、大網字笹塚の地目、畠が1筆、面積270平方メートル、整理番号6、申請地、大網字笹塚の地目、畠が1筆、面積363平方メートル、整理番号7の申請地、大網字笹塚の地目、畠が1筆、面積413平方メートル、整理番号8の申請地、大網字笹塚の現況地目、畠が2筆、合計面積515平方メートルを所有権移転し、建壳分譲住宅用地にしようとするものでございます。

なお、地目、雑種地部分を含めた開発であり、全体の開発面積は2,495平方メートルであります。

案件の位置につきましては、図面の①に3-3から3-8と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の27ページから47ページになります。

建築物の概要は、専用住宅が10棟で、木造2階建て、建築面積は62.93平方メートルから74.52平方メートルでございます。

事業を行う理由につきましては、申請地周辺に宅地も多く、建壳分譲住宅用地として最適なため、計画したことです。

次に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

議案第3号、整理番号3から8の申請地は、農振農用地区域外の農地で、第2種農地に該当すると思われます。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてでございますが、資金計画につきましては、資金計画書に残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はな

いものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、埋立て等は行わず、整地のみを行い、周囲に1段から3段のブロック土留めを設置し、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽を設置し、新設側溝を経て北側の水路へ放流、雨水は敷地内で浸透させる計画となっております。なお、排水を放流するに当たり、両総土地改良区、小中川土地改良区の排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局からの議案説明がありましたが、関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、議案第2号、整理番号2及び議案第3号、整理番号1から2並びに議案第3号、整理番号3から8の案件について一括して、梅原英男委員、よろしくお願ひいたします。

○梅原委員 それでは、議案第2号の整理番号2と議案第3号の整理番号1と2は、関連がございますので、一括して調査結果をご報告申し上げます。

まず、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、去る2月1日月曜日に、蔭山委員さんと一緒に申請者及び権利者の代理人と現地で立会いの上、その状況を調査をしてまいりました。

その調査結果でございますけれども、まず、今回の場所は市街化調整区域に位置しております。しかし、周囲2方は住宅地に囲まれまして、近くには大型スーパーなどがあり、生活環境が良好なことから、共同住宅7世帯分を建設しようとするものでございます。

また、対象となる今回調査する農地は全て耕作放棄されている状況でございました。

なお、計画されている事業面積につきましては、726平米ございまして、造成につきましては、基本的には敷地内で敷きならし、そして汚水につきましては小型合併浄化槽を設置しまして、隣接する水路に放流するということで、先ほどもご説明ございましたように、両総土地改良区並びに小中川土地改良区から同意を得ているとの説明でございました。雨水につきましては、地下浸透させる計画でございます。

さらに、地元の区からは既に開発同意書も取得済みでございまして、隣接する地権者に対しましても、境界立会いの際に事業内容を個々に説明し同意をいただいているとの説明でございました。

なお、議案第3号の整理番号1と2の義務者につきましては、現地で立ち会いませんでしたので、同じく2月1日に個々に電話で確認をいたしましたところ、長らく土地は耕作放棄をしておりますので、この際ですので土地を手放したいと、いずれもこれは間違いないとのご返事をいただいたところでございます。

以上、この3案件の調査結果でございます。

続いて、議案第3号の整理番号3から8までの6案件につきましても、関連がございますので、一括して調査結果をご報告申し上げます。

まず、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましても、先ほど同様に、去る2月1日月曜日に蔭山委員さんと一緒に権利者及び権利者の代理人と現地で立会いの上、その調査をしてまいりました。

その調査結果につきましては、先ほど議題となりました議案第2号の整理番号2、それと議案第3号の整理番号1と2、これによる共同住宅建設用地、この隣に同時進行で建売分譲住宅10棟分の開発を行おうとするものでございます。

地域等の状況につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。この案件の農地も全て耕作放棄地でございます。なお、開発計画の事業面積は2,495平米でございますけれども、敷地造成につきましては、基本的には敷地内で引きならしとし、汚水につきましては小型合併浄化槽を設置して隣接する水路に放流するということで、先ほど同様に両総土地改良区並びに小中川土地改良区事務所から同意を受けるとの説明でございました。雨水も同じく地下浸透させる計画とのことでございます。

また、地元の区からも同じく開発同意書を既に取得済みでございまして、さらに、隣接する地権者に対しましても、境界立会いの際に事業内容を説明の上、ご同意をいただいたと、そのような説明でございました。

なお、議案の整理番号順に説明をいたしますと若干分かりづらいと思いますので、説明のポイントといたしましては、事務局から事前に配付をされました詳細資料の29ページ、これをご覧になっていただきたいと思いますけれども、まずこの図面を見ますと、申請地の北側の一番奥に整理番号5の畠がございます。この畠はもともと袋地になっておりまして、この畠に行くには申請地の南側に面しております市有地、これは雑種地ですけれども、これは市

の道路でございます。道路として利用しているところでございますけれども、この道路を通って、次に整理番号4の共有持ちとなっておりますこの畠を進入用道路として利用し、整理番号5の畠に行く、そのような土地形状となっているところでございます。

したがいまして、今回の議案とは別件として開発に伴う市有地の処理がございます。この処理につきましては、既に市と払下げの手続は済ませているとの説明がございました。そのようなことがございましたので、申し添えます。

それでは、議案に戻りますけれども、整理番号3の義務者につきましては、もちろん承知をしておると、現地で代理人から説明を得ておりますので、以下、整理番号4から8の義務者についてご報告いたします。

まず、皆さんには現地で立ち会えませんでしたので、2月1日にそれぞれに電話で確認をさせていただきました。

まず、整理番号4は、先ほど説明をいたしました整理番号5の進入用道路を兼務した畠でございます。整理番号4と5の3人の義務者につきましては、高齢のため耕作しておりませんので、売渡しに同意したことのご報告をいたしました。

次に、整理番号6の義務者につきましては、2人の共有持ちになっておりますけれども、この2人の関係は夫婦でございます。既に耕作をしておりませんので、夫婦共々売渡しに同意したとのご返事をいただいております。

続いて、整理番号7の義務者につきましても、現在耕作をしておりませんので、譲りたいとのことでございました。

最後に、整理番号8の義務者につきましても、高齢のため耕作ができないので、譲りたいとのことでございました。

以上が今回の調査結果でございます。特に問題点等は確認できませんでしたので、支障はないものと思われますが、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号、整理番号2及び議案第3号、整理番号1から8について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号2及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1から8の案件について、順次採決いたします。

議案第2号、整理番号2及び議案第3号、整理番号1から2について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2及び議案第3号、整理番号1から2は原案のとおり決定されました。

次に、議案第3号、整理番号3から8について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号3から8の案件については、原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号2及び議案第3号、整理番号1から8につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

---

#### ◎議案第4号（所有権移転）

○議長 次に、日程第6、議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第4号について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の7ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長へ意見を求められたものでございます。

次の8ページに所有権移転総括表がありますので、読み上げ説明をさせていただきます。

所有権の移転を受ける者1人、所有権の移転をする者1人、所有権の移転をする農用地の筆数及び面積は、田が7筆で、合計面積は7,252平方メートルとなっております。

続きまして、9ページをご覧ください。

所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

それでは、順に説明させていただきますが、譲受人、譲渡人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1。清名幸谷地内の田が7筆、合計面積7,252平方メートル、譲受人は認定農業者であります。

以上、整理番号1の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して、担当委員から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、鵜澤英夫委員、よろしくお願ひいたします。

○鵜澤委員 農用地利用集積計画の整理番号1について、調査報告申し上げます。

申請理由については、事務局の説明のとおりです。

この案件は、議案第1号の義務者と譲渡人は同一人でありますので、先ほどの代理人の方に電話にて調査いたしました。代理人のお話によりますと、譲受人のご主人と植木組合での知り合いとのことです。整理番号1に記載されている農地を買っていただきたいとお願いしたところ、譲受人の長男の方が農業を拡大したいと思いがあることから、承諾していただきましたとのことでした。その後、譲受人にお会いし、確認してまいりましたところ、間違いございませんとのことでした。譲受人は認定農業者ですので、農機具等は全てそろっております。問題ないと思いますが、慎重審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1の案件につきまして、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第4号、整理番号1の案件について、採決をいたします。

議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転について、整理番号1の案件に

ついて原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1の案件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第5号（利用権設定）

○議長 次に、日程第7、議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく整理番号9から11の案件は今関喜明委員が、また整理番号12から13の案件は鵜澤英夫委員が、大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には退室していただことになります。

つきましては、整理番号1から8の案件を先行して審議をお願いしたいと思います。さらに、整理番号12から15の案件は、農地中間管理事業により利用権設定をすることから、一括して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がないということでございますので、それでは、事務局から議案第5号、整理番号1から8について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の11ページをご覧ください。

議案第5号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書12ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明いたします。

利用権の設定を受ける者11人、利用権の設定をする者11人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が87筆で合計面積8万2,426平方メートル、畑が2筆で合計面積1,987平方メートル、田・畑を合わせた合計面積は8万4,413平方メートルでございます。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は、新規契約が11件、更新契約が4件でございます。

整理番号1から所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1です。池田地内の田が2筆、合計面積1,546平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新であります。

次に、整理番号2。池田地内の田が4筆、合計面積4,469平方メートル、6年、物納、全面積でコシヒカリ1等米240キログラム、新規であります。

次に、整理番号3。永田地内の地目、田が2筆、合計面積243平方メートル、10年、無償、更新であります。

整理番号4。永田地内の地目、田が1筆、面積1,852平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号5。池田地内の地目、田が4筆、合計面積4,084平方メートル、3年、物納、10アール当たり粒すけ1等米60キログラム、新規であります。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。

整理番号6。柳橋地内の地目、田が1筆、面積1,537平方メートル、10年、金納、10アール当たり1等米30キログラム相当額、新規で、借受人は認定農業者であります。

整理番号7。九十根地内の地目、田が6筆、合計面積1万1,656平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

整理番号8。清名幸谷地内の地目、田が13筆、合計面積4,884平方メートル、10年、物納、全面積でコシヒカリ1等米240キログラム、更新であります。

以上、整理番号1から8の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号2の案件について、林千佳夫委員、よろしくお願ひいたします。

○林委員 整理番号2について調査報告いたします。

詳細については、事務局の説明のとおりです。

1月31日、貸付人それから借受人の自宅で申請内容を確認したところ、間違いないということでございました。

貸付人は現在勤めておりまして、田は全て他人に耕作してもらっているということです。借受人は、すぐ隣に田んぼがあるということで、承諾したということあります。

借受人は専業農家でありまして、トラクター、田植え機、乾燥機等もありまして、問題ないというふうに思われます。慎重なる審議、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号4の案件について、積田敏春委員、よろしくお願ひいたします。

○積田委員 それでは、整理番号4について調査報告申し上げます。

事由等は事務局説明のとおりです。

2月2日に貸付人、借受人双方から聴取し、現地確認を行いました。本件の田は耕作されしており、問題はありません。

貸付人は、以前から自分では水稻耕作しておらず、田を貸していました。本件の田は、昨年まで耕作を依頼していた人から老齢を理由に返され、そのため、貸付人から近隣で水稻耕作をしている借受人に耕作の依頼を今回お願いしたことでした。

借受人は、近隣での水稻耕作をしており、田の立地条件がいいということから、借り受けすることにしたとのことでした。

借受人は、認定農業者であり、何ら問題ない案件とは思いますが、慎重なるご審議お願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号5の案件について、内海亮一委員、よろしくお願ひいたします。

○内海委員 それでは、利用集積の整理番号5について調査報告いたします。

内容につきましては、事務局説明のとおりです。

貸付人には電話でお話を聞きました。現地も確認しました。きれいに耕作されておりました。

昨年まで耕作をお願いしていた人から、今年から耕作ができないからと農地を返されたが、自分たちも耕作ができないことから、農業委員会事務局のほうに耕作をしてくれる人を探してほしいと相談して、耕作人を紹介していただいたとのことでした。その後、事務局に確認

したところ、貸付人からお話があったので池田地区担当の林委員さん、若菜推進委員さんに耕作者を探してほしいとお願いしたことです。

林委員さんから電話でお聞きしました。事務局より耕作者を探してもらえませんかとの話だったので、地元の方で耕作してくれる人を探したが見つからず、貸付人の近くで耕作をしていた借受人にお願いしたところ、耕作してもいいという返事をもらったということで、今回の申請に至ったとのことです。借受人に会って話を聞いたところ、間違いないとのことでした。

何ら問題ないと思います。皆様方の慎重なる審議、よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号6の案件について、榎澤正治委員、よろしくお願ひします。

○榎澤委員 それでは、整理番号6について調査報告をいたします。

内容については、事務局説明のとおりでございます。

貸付人については、2月1日、貸付人宅に訪問いたしました。本人は病気のためコロナに気をつけて、家の中からは出ないとのことでした。また、お邪魔したときには奥様と面会することができました。申請地は、2年前より耕作をしていなかつたため、大変荒れてしまつたため、近隣の方から苦情が出たとのことでした。そのため、貸付けをすることに決定をしたということです。申請内容については間違っていないことありました。

借受人については、2月2日、電話にて確認をいたしました。申請内容については間違はないとのことでありました。

借受人は認定農業者ですので、問題はないと思いますが、皆様方の慎重審議、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から8について一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号9から11の案件について審議に入りますが、今関喜明委員は議事参

与の制限に該当いたしますので、ここで退室をお願いいたします。

(今関喜明委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号9から11について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の16ページをご覧ください。

それでは、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号9です。富田地内の田が11筆、合計面積9,467平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号10。富田地内の田が2筆、合計面積1,487平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の17ページをご覧ください。

整理番号11。富田地内の田が18筆、合計面積1万7,653平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

整理番号9から11の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、整理番号9から11は新規契約の利用権設定の案件のため、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、借受人が同一人であることから、一括して鵜澤英夫委員、よろしくお願ひいたします。

○鵜澤委員 それでは、調査報告を申し上げます。

利用集積の整理番号9、10、11について、借受人は同一人でございますので、一括して調査報告いたします。

2月4日の日に借受人にお会いし、調査いたしました。借受人のお話によりますと、これらの農地は昨年までほかの人が耕作しており、今年からは耕作できないとのことで、貸付人に返したということで、貸付人3人の方々から借受人に耕作を依頼されましたので、耕作することになったそうです。借受人は、お互い安心して長く耕作できるよう、利用権の設定をしたそうです。

貸付人3人にそれぞれ電話にて調査いたしましたところ、3人とも地元の方に耕作しても

らえることと、農業経営も大きく、また堤防の草刈り、排水路の掘削等、環境保全に率先してやってくれており、信頼できる借受人に耕作していただけることに安心しております、長く耕作していただきたいと思いますとのことでした。

委員の皆さんのお願いをいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号9から11について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結いたします。

ここで、今関喜明委員を入室させてください。

(今関喜明委員 入室)

○議長 続きまして、整理番号12から15の案件について審議に入ります。

整理番号12から13の案件は、鵜澤英夫委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(鵜澤英夫委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号12から15について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の18ページをご覧ください。

整理番号12から15につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2により、農用地利用集積計画において、当該農地を中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等をする場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等をすることができるとされており、同条第3項第4号に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会より千葉県知事に協議を諮り、同意が得られていることを申し添えます。

それでは、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。

また、借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号12です。清名幸谷地内の地目、田が10筆、地目、畠が2筆、合計面積1万4,362平方メートル、10年、物納及び金納、地目、田10筆のうち3筆が金納、全面積でコシヒカリ

1等米450キログラム相当額、10筆のうち7筆が物納、全面積でコシヒカリ1等米750キログラム、地目、畑は無償、新規であります。

次に、整理番号13。清名幸谷地内の地目、田が8筆、合計面積5,619平方メートル、10年、物納、全面積でコシヒカリ1等米510キログラム。

続きまして、議案書の19ページをご覧ください。

整理番号14。清名幸谷地内の地目、田が1筆、面積1,712平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム。

次に、整理番号15。清名幸谷地内の地目、田が4筆、合計面積3,842平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム。

以上、整理番号12から15の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、整理番号12から15につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により農地の貸し借りについて既に確認されているため、農業委員による調査は不要であるという申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、これより整理番号12から15につきまして、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結いたします。

これより採決に入りますが、整理番号9から11の案件について、今関喜明委員は議事参与の制限に該当しますので、再度退室をお願いいたします。

(今関喜明委員 退室)

○議長 それでは、議題に供しております議案第5号、整理番号1から15の案件について、一括採決いたします。

議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から15の案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号の案件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、今関喜明委員、鵜澤英夫委員、両名を入室させてください。

(今関喜明委員、鵜澤英夫委員 入室)

---

#### ◎報告第1号～報告第4号

○議長 次に、日程第8、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、  
日程第9、報告第2号 農地法第5号第1項第7号の規定による届出について、日程第10、  
報告第3号 農地の転用事実に関する照会について、日程第11、報告第4号 転用事実確認  
証明についてを一括して報告いたします。

報告事項に係る質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うこと  
といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の20ページから22ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり、4件の届出がありました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから、届出があったもので  
ございます。

各農地の所在地、届出者につきましては、議案書の記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりますので、受理しております。

次に、議案書の23ページから24ページをご覧ください。

報告第2号ですが、議案書のとおり、3件の届出がありました。

内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地である届出地を権利設定または移転  
に伴い転用しようとするものでございます。

整理番号1は、所有権移転に伴い、駐車場用地にしようとするものでございます。

整理番号2は、所有権移転に伴い、資材置場用地にしようとするものでございます。

整理番号3は、所有権移転に伴い、住宅用地にしようとするものでございます。

各農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりますので、受理しております。

次に、議案書の25ページから26ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり、4件の照会がございました。法務局より照会があり  
ましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、現地調査の結果、樹木が生い茂っている山林の様相を呈しており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号2。現地調査の結果、宅地と一体で使用されており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号3。現地調査の結果、駐車場として使用されており、平成12年より雑種地課税となっており、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号4。現地調査の結果、住宅として使用されており、平成12年から宅地課税となっており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、議案書の27ページをご覧ください。

報告第4号ですが、議案書のとおり、1件の願い出がありました。

この証明願は、農地法第4条または5条の許可後もしくは受理通知後、法務局へ地目変更登記申請をするに当たり、目的どおり転用したことの農業委員会の証明を受けるものです。

この証明願が提出されましたので、申請地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、目的どおり太陽光発電施設用地として転用されておりました。

このようなことから、申請書へ事実に相違ない旨の通知を行いました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から、報告第1号から第4号まで説明が終了しましたので、質疑のある方は举手をお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第8から日程第11までの報告事項を終わります。

他の件になりますが、この際ですから、ほかにご意見、連絡等がありましたら、各委員または事務局からお願いいたします。

特にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

◎閉会

○議長 それでは、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第22回大網白里市農業委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時14分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3 年 2 月 9 日

農業委員会長

市 施 和 彦

署名委員

藤 山 秀 実

署名委員

加 藤 達 一 弘